

# 工業用水の給水施設工事の手続きについて

## 1 工業用水給水申請（新規の場合のみ）

- ・ 工業用水給水申請書（第1号様式）により申請してください。
- ・ 申請書の備考欄に御担当者の氏名及び連絡先（電話番号等）を必ず御記入ください。
- ・ 受水事業所の位置図（住宅地図等のコピーで可）を添付してください。
- ・ 審査後、給水量決定通知書を発送します。

## 2 工事許可申請

- ・ 工事許可申請書（第6号様式）により申請してください。
- ・ 受水事業所の敷地平面図に、引込用給水管及び水量メーター並びに受水槽の設置位置の記載が必要です。
- ・ 審査後、工事許可通知書を発送します。

## 3 設計審査申請

- ・ 設計審査申請書（第9号様式）により申請してください。
- ・ 申請書提出と同時に設計審査手数料（2,000円）の納入が必要となります。但し、水量メーターやバルブの更新のみの場合は手数料は免除します。
- ・ 平面図及び詳細図（不断水T字管の設置位置図及び詳細図、水量メーターの設置位置図及び詳細図、受水槽の設置位置図及び詳細図、給水管の設置位置図及び詳細図（管割図、給水管の管種及び口径毎の延長等）が記載されている図面等）が必要です。
- ・ 増設、修繕、撤去等の工事の場合で、参考となる新設当時の図面が受水事業所又は施工業者等に保管されていない場合は工業用水課へ相談してください。
- ・ 審査終了後、設計審査結果通知書を発送します。

## 4 材料検査申請

- ・ 材料検査申請書（第10号様式）により申請してください。
- ・ 申請書提出と同時に材料検査手数料（1,900円～）の納入が必要となります。但し、水量メーターやバルブの更新のみの場合は手数料は免除します。
- ・ 手数料は、使用する給水管の口径及び延長により納入額が決定されます。
- ・ 申請時に、工事に使用する材料（資材）の一覧表、納入仕様書・承諾図等を添付してください。
- ・ 材料検査は工事施工現場や資材置場等で実施しますので、日時等については、事前に工業用水課の担当者と協議してください。なお、材料検査受験時に写真の記録をお願いしますので、カメラの準備をお願いします。
- ・ 検査終了後、材料検査結果通知書を発送します。

## 5 工事完成検査申請

- ・ 工事完成検査申請書（第11号様式）により申請してください。
- ・ 申請書提出と同時に工事完成検査手数料（1,000円）の納入が必要となります。
- ・ 申請時に、水圧試験成績書及び材料メーカーの試験成績書並びに工事記録写真（完成、施工前、施工中）等を添付してください。
- ・ 工事完成検査は工事施工現場で実施しますので、日時等については、事前に工業用水課の担当者と協議してください。なお、工事完成検査受験時に写真の記録をお願いしますので、カメラの準備をお願いします。
- ・ 検査終了後、完成検査結果通知書を発送します。

- |  |
|--|
| ※ ・ 1の工業用水給水申請手続きについては、受水事業所自ら行ってください。<br>・ 2～5の各申請については、設計事務所又は施工業者等の代理人が申請手続きをされても構いません。 |
|--|

## 6 水圧試験

- ・ 水圧試験を実施される場合には工業用水課の担当者が立ち会いますので、日時等について事前に工業用水課の担当者と協議してください。なお、水圧試験実施時に写真の記録をお願いしますので、カメラの準備をお願いします。
- ・ 不断水T字管の穿孔前に3分間の水圧試験を行います。試験圧力は1MPaとします。
- ・ 不断水T字管と仕切弁間に24時間の水圧試験を行います。試験圧力は給水管等に適した圧力とします。
- ・ 仕切弁と受水槽間に1時間の水圧試験を行います。試験圧力は給水管等に適した圧力とします。
- ・ 水圧試験終了後に、水圧試験成績書（記録紙等）及び記録写真を提出してください。